

令和3年1月20日

令和2年度災害復旧支援資金の取扱いについて

J A さ さ か み

令和2年12月からの大雪等により被害を受けた農業者に対し、その復旧等に必要な資金を融通することで、被災農業者の早期経営再建と安定化に資することを目的として、下記のとおり本資金の取扱いを開始いたします。

詳しい内容につきましてはJ A さ さ か み金融課までお問い合わせください。

貸付対象者	令和2年12月からの大雪、暴風雪及び暴風により直接的・間接的に被害を受けた農業者
融資限度額	2,000万円
資金使途	被災等に伴い損害を受けた農業用施設、農機具等の復旧に要する資金等。
貸付期間	10年以内 (うち据置期間2年以内)
貸出金利	固定金利1.50% (県連・県本部の利子補給があり貸付実行後5年間は0.0%)
取扱期間	令和3年2月1日(月)から 令和3年9月30日(木)まで
その他	原則、農業信用基金協会の保証が必要です。 *別途、保証料が必要となります。

【お問い合わせ】

J A さ さ か み 本 所 TEL 6 2 - 2 4 1 0